

随意契約理由書

担 当 課
雇用商工課

契約内容	契約件名	館山市ワーケーション推進業務委託
	業務概要	本市が有する優位性や特長を活かしながら、テレワークやワーケーションに取り組む都市部企業等を対象としたモニターツアー等を実施し、まちぐるみでワーケーションを推進するための受入態勢の充実を図るとともに、関係人口や将来的な移住・定住人口の増加、さらには企業誘致の実現を目指すことを目的とする。
	契約金額	金3,100,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和4年7月21日
	契約期間	令和4年7月21日 ～ 令和5年3月31日
	契約の相手	東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー14F 株式会社阪急交通社
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>館山市ワーケーション推進業務を遂行するに当たっては、本市が有する優位性や特長に対する理解、取組の実現可能性、期待される取組の効果、情報発信力に関する要素が含まれることから、価格のみで選定するのではなく、民間事業者の自由なアイデアや企画力を活用できるよう「公募型企画提案（プロポーザル）方式」により業者を選定した。</p> <p>4者から企画書の提出があり、審査会を開催して提案内容の審査を行った結果、上記事業者の提案が最も企画力に優れ、より効果的な事業の実施が期待できるものと判断されたため業務を委託するものである。</p>		